

○ 総務省告示第 号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第三項の規定に基づき、地上基幹放送分野に係る経営力向上に関する指針（平成二十九年総務省告示第二百五十三号）の一部を次のように改正し、同条第五項の規定に基づき、公表する。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前																												
<p>第1 現状認識</p> <p>1 全体の傾向</p> <p>地上基幹放送等（放送法（昭和25年法律第132号）第2条第14号に定める移動受信用地上基幹放送及び同条第15号に定める地上基幹放送をいう。以下同じ。）は、我が国の大半の世帯に広く普及する国民生活の重要な情報通信基盤であり、それぞれの地域において、地域情報を流通させる役割を果たしている。</p> <p>地上基幹放送事業者等（地上基幹放送等を行う者（日本放送協会を除く。）及び放送法第2条第24号に定める基幹放送局提供事業者（地上基幹放送等を行う者の業務の用に供する者に限る。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の近年の売上高を見ると、リーマンショックで落ち込んだ売上高は、<u>平成30年度には約2兆3,396億円と</u>、リーマンショック以前の水準までには達していない。</p> <p>現在、地上基幹放送事業者等は、視聴者の視聴スタイルの変化、若年層を中心としたテレビ・ラジオ離れ、インターネット動画配信サービスの台頭などといった様々な環境の変化に直面している。特に、国境を越えるインターネット動画配信サービスが競争環境等にもたらす影響は、今後ますます大きくなると考えられており、地上基幹放送事業者等は、その変化に速やかに対応していく必要がある。</p> <p>また、コミュニティ放送は、放送対象地域が一の市区町村の一部の区域であり、広告料収入のもととなる企業が少なく、<u>平成30年度</u>の平均営業収入は約4,800万円、平均営業利益は約12万円の赤字であり、経営基盤が脆弱であるため、経営力向上の観点では、地元の企業や自治体とのより緊密な連携が重要となる。</p> <p>（注）平成30年度の売上高に、移動受信用地上基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者及び超短波文字多重放送のみを行う地上基幹放送事業者の売上高は含まない。</p> <p>2 業態の特徴</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">地上基幹放送事業者</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">527者</td> <td rowspan="5" style="width: 40%; vertical-align: middle;">令和2年3月31日時点</td> </tr> <tr> <td> テレビジョン放送事業者</td> <td style="text-align: center;">127者</td> </tr> <tr> <td> ラジオ放送事業者</td> <td style="text-align: center;">432者</td> </tr> <tr> <td> コミュニティ放送事業者</td> <td style="text-align: center;">332者</td> </tr> <tr> <td>移動受信用地上基幹放送事業者</td> <td style="text-align: center;">6者</td> </tr> <tr> <td>基幹放送局提供事業者</td> <td style="text-align: center;">1者</td> <td></td> </tr> </table> <p>（注1） テレビ・ラジオを兼営している事業者は32者で、それぞれに計上。 （注2） 超短波文字多重放送のみを行う地上基幹放送事業者は計上していない。</p> <p>第2 経営力向上の内容に関する事項</p> <p>[1 略]</p> <p>2 具体的事項</p> <p>現に有する経営資源又は事業承継等により他の放送事業者等から取得した又は提供された経営資源に関し、地上基幹放送事業者等においては、経営力向上に向けて、一のイからヌまでに掲げる事項を、二の表の左欄に掲げる地上基幹放送事業者等の規模に応じ、同表右欄に</p>	地上基幹放送事業者	527者	令和2年3月31日時点	テレビジョン放送事業者	127者	ラジオ放送事業者	432者	コミュニティ放送事業者	332者	移動受信用地上基幹放送事業者	6者	基幹放送局提供事業者	1者		<p>第1 [同左]</p> <p>1 [同左]</p> <p>地上基幹放送等（放送法（昭和25年法律第132号）第2条第14号に定める移動受信用地上基幹放送及び同条第15号に定める地上基幹放送をいう。以下同じ。）は、我が国の大半の世帯に広く普及する国民生活の重要な情報通信基盤であり、それぞれの地域において、地域情報を流通させる役割を果たしている。</p> <p>地上基幹放送事業者等（地上基幹放送等を行う者（日本放送協会及び放送大学学園を除く。）及び放送法第2条第24号に定める基幹放送局提供事業者（地上基幹放送等を行う者の業務の用に供する者に限る。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の近年の売上高の推移を見ると、リーマンショックで落ち込んだ売上高は、<u>平成28年度で約2兆3,773億円まで緩やかに回復したものの、平成29年度には約2兆3,471億円に減少しており</u>、リーマンショック以前の水準までには達していない。</p> <p>現在、地上基幹放送事業者等は、視聴者の視聴スタイルの変化、若年層を中心としたテレビ・ラジオ離れ、インターネット動画配信サービスの台頭などといった様々な環境の変化に直面している。特に、国境を越えるインターネット動画配信サービスが競争環境等にもたらす影響は、今後ますます大きくなると考えられており、地上基幹放送事業者等は、その変化に速やかに対応していく必要がある。</p> <p>また、コミュニティ放送は、放送対象地域が一の市区町村の一部の区域であり、広告料収入のもととなる企業が少なく、<u>平成29年度</u>の平均営業収入は約4,900万円、平均営業利益は約38万円の赤字であり、経営基盤が脆弱であるため、経営力向上の観点では、地元の企業や自治体とのより緊密な連携が重要となる。</p> <p>（注）平成28年度及び29年度の売上高に、移動受信用地上基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者及び超短波文字多重放送のみを行う地上基幹放送事業者の売上高は含まない。</p> <p>2 [同左]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">地上基幹放送事業者</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">522者</td> <td rowspan="5" style="width: 40%; vertical-align: middle;">令和元年6月1日時点</td> </tr> <tr> <td> テレビジョン放送事業者</td> <td style="text-align: center;">127者</td> </tr> <tr> <td> ラジオ放送事業者</td> <td style="text-align: center;">427者</td> </tr> <tr> <td> コミュニティ放送事業者</td> <td style="text-align: center;">327者</td> </tr> <tr> <td>移動受信用地上基幹放送事業者</td> <td style="text-align: center;">6者</td> </tr> <tr> <td>基幹放送局提供事業者</td> <td style="text-align: center;">1者</td> <td></td> </tr> </table> <p>（注1） テレビ・ラジオを兼営している事業者は32者で、それぞれに計上。 （注2） 超短波文字多重放送のみを行う地上基幹放送事業者は計上していない。</p> <p>第2 [同左]</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[同左]</p>	地上基幹放送事業者	522者	令和元年6月1日時点	テレビジョン放送事業者	127者	ラジオ放送事業者	427者	コミュニティ放送事業者	327者	移動受信用地上基幹放送事業者	6者	基幹放送局提供事業者	1者	
地上基幹放送事業者	527者	令和2年3月31日時点																											
テレビジョン放送事業者	127者																												
ラジオ放送事業者	432者																												
コミュニティ放送事業者	332者																												
移動受信用地上基幹放送事業者	6者																												
基幹放送局提供事業者	1者																												
地上基幹放送事業者	522者	令和元年6月1日時点																											
テレビジョン放送事業者	127者																												
ラジオ放送事業者	427者																												
コミュニティ放送事業者	327者																												
移動受信用地上基幹放送事業者	6者																												
基幹放送局提供事業者	1者																												

掲げるところにより、実施するものとする。

一 経営力向上の内容

[イ～リ 略]

ヌ 人材の確保・育成・定着等

最新の技術やサービス動向を踏まえ、自社の強み及び経営環境に応じて、より付加価値の高いサービスの創出・向上を図ることができる人材を確保・育成する。また、人材の確保・育成のための教育・研修計画を立案することも有効である。これらのための取組として、例えば、大学等と連携したリカレント教育による人材育成が考えられる。

また、業務の実施区域が一定の規模に限定され、地域情報の発信を期待されている地上基幹放送事業者等においては、当該地域に精通した人材は欠かせない。そのため、地域の学校からの職業体験の受入れ、インターンシップ、地域番組における取材活動等を通じて、地上基幹放送等に従事することを志す若年層の拡大を図ることにより、地域人材の確保に努めることも有効である。

さらに、従業員の健康増進に資する取組を含む職場環境の整備改善、従業員の適正な評価その他の取組により、従業員の離職率低下、意欲の増進その他組織の活力の向上を図り、従業員の能力を有効活用しつつ定着を促進する。

[二 略]

第3 経営力向上の実施方法に関する事項

[1 略]

2 指標等

計画策定に当たり、地上基幹放送事業者等が目標とすべき指標等は、次の一又は二に掲げる区分に応じてそれぞれ一又は二に定めるものとする。

[一 略]

二 事業承継等により他の放送事業者等から取得した又は提供された経営資源を利用する場合

イ 事業承継の促進

当該制度は中小企業者等の事業承継を促進するものであるから、中小企業者等が事業承継等（中小企業等経営強化法第2条第11項第9号に掲げるものを除く。）を行う場合にあっては、事業の継続が困難である他の放送事業者等の事業を承継するものうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とする。

[ロ 略]

[第4 略]

一 [同左]

[イ～リ 同左]

ヌ [同左]

最新の技術やサービス動向を踏まえ、自社の強み及び経営環境に応じて、より付加価値の高いサービスの創出・向上を図ることができる人材を確保・育成する。また、人材の確保・育成のための教育・研修計画を立案することも有効である。これらのための取組として、例えば、大学等と連携したリカレント教育による人材育成が考えられる。

また、業務の実施区域が一定の規模に限定され、地域情報の発信を期待されている地上基幹放送事業者等においては、当該地域に精通した人材は欠かせない。そのため、地域の学校からの職業体験の受入れ、インターンシップ、地域番組における取材活動等を通じて、地上基幹放送等に従事することを志す若年層の拡大を図ることにより、地域人材の確保に努めることも有効である。

[二 同左]

第3 [同左]

[1 同左]

2 [同左]

[同左]

[一 同左]

二 [同左]

イ [同左]

当該制度は中小企業者等の事業承継を促進するものであるから、中小企業者等が事業承継等（中小企業等経営強化法第2条第12項第9号に掲げるものを除く。）を行う場合にあっては、事業の継続が困難である他の放送事業者等の事業を承継するものうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とする。

[ロ 同左]

[第4 同左]

備考 第4の [] の記載は出題に依る。